

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について

(平成29年7月分)

○市電（輸送の安全に係るもので、車両遅延が30分未満であった運転事故）

- ・軌道敷内での車両等との接触事故（3件）

概要：

相手車両（タクシー）の運転手が、電車を追い越した後、急に電車の直前で右折しようと軌道敷内に進入したため接触したもの（1件）

場所：栈橋通交差点内

相手車両の運転手が、後方から電車が接近していることに気づかず、電車の直前で右折しようと軌道敷内に進入したため接触したもの（1件）

場所：二宮橋通交差点内

相手車両の運転手が、電車に気付かず、突然直進車線から右折しようと軌道敷内に進入したため接触したもの（1件）

場所：鹿児島中央駅南口交差点内

○市バス（輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの）

- ・該当なし

◆自動車が右折する際、軌道敷内に進入するときに最も危険です。多くの事故は軌道敷内に急に右折車が進入し、市電は急に止まれないために接触してしまうケースがほとんどです。軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

◆バスの発着時は大変危険ですので、なるべく着席いただき、やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとつかまりください。